

医療法施行規則第1条の14第7項に該当する診療所

医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号の規定に基づき、許可を受けずに届出により一般病床の新設または増床ができる診療所は、地域において特に必要とされる有床診療所として地元医師会、地元市町及び圏域健康福祉推進協議会（神戸圏域においては神戸市保健医療審議会保健医療連絡協議専門分科会）の意見を得た上で、兵庫県医療審議会の議を経て知事が認める診療所として、兵庫県保健医療計画に記載されたものとする。

標記規定に該当する診療所は以下のとおりである。

圏域名	診療所名	所在地	新設／増床の別	新設／増床病床数	現在の病床数	医療法施行規則における種別
播磨姫路	板垣救急クリニック(仮称)	たつの市揖西町南山2丁目 110番の一部及び111番	新設	4床	0床	救急医療(第2号)

(令和元年10月18日現在)